

平成23年合格目標「過去問徹底マスター」

1. 過去問学習の重要性

合格するためには、過去問学習が不可欠といわれていますが、それはなぜでしょうか。

その答えは、以下のとおりです。

(1) **「試験管の問題作成のガイドラインは過去問にある。」**ということです。

① まず、司法書士試験は国家試験でありますから、各年ごとに合格者の知識の水準にバラつきがあってはならないことがその根底にあります。

② 出題者（法務省の事務官及び司法書士）は、問題の出題範囲及び難易度にある基準というべきガイドラインに拘束される。このガイドラインというべきものが、過去問であることは異論を挟む余地はないのです。

(2) **「過去問を検討することの意義は、学習の範囲が判明する。」**ということです。

まず、過去問は、出題者が受験生に司法書士試験に要求される範囲が示されています。これを明確に把握し、この部分を反復練習するならば、無駄な勉強を省くことができ、短期に合格することができます。

したがって、スクールでよく言われることですが、「年々出題範囲は広がり、試験の難易度は上がっている。」という常套句に惑わされてはいけません。

毎年新しい問題が出題され、その数は無限だといっても過言ではありませんが、しかし、その出題の意図は決して変わることはなく、出題には一定の法則があるのです。それが、上述したガイドラインです。もしこれがなければ、毎年、毎年、司法書士として必要な知識にバラツキが生ずることになり、合格後司法書士として職務を遂行していく上で、支障が出るという結果になるおそれがあるからです。

受験生の皆さんは、過去問を項目別に整理し、その出題のテーマ（論点）及びその周辺領域を反復学習することこそが、合格の必須条件といえます。決して、過去問の出題範囲から逸脱し、勉強の範囲を拡大してはいけません。このことが、「過去問学習に始まり、過去問学習に終わる」といわれる所以です。

(3) **過去問学習から分析した「合格のメカニズム」**

① **出題の難易度の分析**

択一式問題70問の難易度は、次のように分けることができます。

ア) **「受験資格査定問題」**と呼ばれる、易しい**「Aランク」**問題

70問のうち、約70%は、過去に出題された問題がほぼそのまま出題方法を変えて出題される、いわゆる焼き直し（リメイク）問題と呼ばれる「受験資格査定問題」です。文字どおり本試験を受験する資格があるかが試される問題で、合格者は、その9割は正解するレベルの問題です。換言すれば、この問題を思い込み勘違いなどのレアレスミスにより、失点するようでは、合格は遠のくし、歯が立たないようでは受験資格なしです。ただの枯れ木の山の賑わいというべき、単なる試験参加者に過ぎないのです。

イ)「**合否決定問題**」とよばれる、合否を決定する「**Bランク**」問題

70問のうち、約25%が、合否を決定する問題で、過去に出題されたテーマをベースに切り口をかせ、共通する項目に焦点を当てたり、その法的構成を問うたり、文章の穴埋め・対話型など出題方法を変化させて出題される問題です。合格するためには、これらの問題の半数以上は得点する必要があります。

ウ)「**合否無関係問題**」と呼ばれる、合否に関係のない「**Cランク**」問題

70問のうち、3問から5問程度出題され、過去に出題されたことのないテーマが問われるか、問題文が長く結論が出にくい問題で、意識的に受験生の精神状態を錯乱させる意図で出題される問題で、いわゆる「捨て問」と呼ばれる問題です。

午前の部では、憲法、民法、午後の部では、不動産登記法、民事訴訟法、供託法の出題によく散見されます。

② 出題頻度からの分析

次に出題頻度については、以下のようになります。

ア)「**定番型出題論点**」

これは、過去10年に7回以上出題される極めて出題頻度の高い出題のテーマです。本書では、★★★の付いた問題です。

例えば、主要4科目に多く、民法でいえば、「意思表示」「代理」「時効」など、不動産登記法でいえば、「相続の登記」「仮登記」、商法・商業登記法でいえば、「株式会社の機関」「株式会社の募集株式の発行」などのテーマでほぼ毎年のように出題されています。

イ)「**年次型出題論点**」

これは、約4年に1回出題されるテーマです。供託法の供託物払渡手続など主要4科目以外の科目にも見られます。

本書では、★★の付いた問題です。

ウ)「**突発型出題論点**」

これは、今までに出題されていないか、ほぼ10年に1回出題さ

れるテーマです。本書では、★の付いた問題です。

2. 科目別過去問分析マスターの内容と価格

平成3年本試験より平成22年まで現行法で解説し、体系的・項目別に収録しています。ただし、平成10年本試験までは、全問ではありません。

教材（問題及び解説書＋音声講義）は、すべてCD（又はUSB）として郵送します。印刷物は一切ありませんので、ご注意ください。

なお、下記価格の送金手数料は申込者負担です。

- (1) 民法（総則・物権・担保物権） 金5,250円（送料・税込み）
* とりい書房「合格講座」民法上巻に対応
- (2) 民法（債権・身分法） 金5,250円（送料・税込み）
* とりい書房「合格講座」民法下巻に対応
- (3) 択一不動産登記法（上巻） 金5,250円（送料・税込み）
* とりい書房「合格講座」不動産登記法上巻に対応
- (4) 択一不動産登記法（下巻） 金5,250円（送料・税込み）
* とりい書房「合格講座」不動産登記法下巻に対応
- (5) 商法 金5,250円（送料・税込み）
* とりい書房「合格講座」商法に対応
- (6) 択一商業登記法 金5,250円（送料・税込み）
* とりい書房「合格講座」（上巻・下巻）に対応
- (7) 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法 金5,250円（送料・税込み）
- (8) 憲法・刑法・供託法・司法書士法 金5,250円（送料・税込み）

一括購入の場合 金37,800円（送料・税込み）

3. 年度別過去問分析マスターの内容と価格

平成11年本試験より平成22年までの12年分を現行法で解説しています。

教材（問題及び解説書＋音声講義）は、すべてCD（又はUSB）として郵送します。印刷物は一切ありませんので、ご注意ください。

なお、下記価格の送金手数料は申込者負担です。

一括購入のみ可 金31,500円（送料・税込み）